

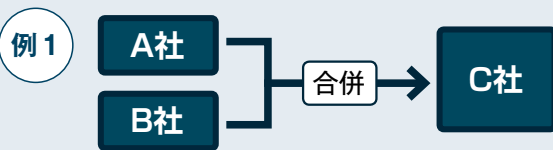
3

事業再編円滑化債務保証制度

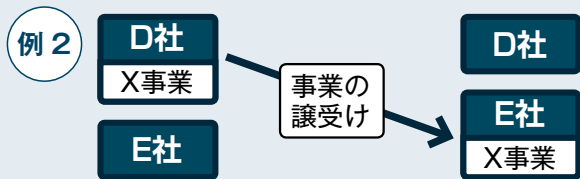
制度の概要

- 事業再編に関する計画を作成し、主務大臣の認定を受けた事業者等が、認定計画の実施に必要な資金の調達に際し、中小機構の債務保証を受けることができる制度です。
- 事業再編に関する計画とは、事業構造の変更を行いつつ、新商品開発や新市場の開拓等の前向きな取組を行うことにより、生産性の向上を図る計画です。

事業再編計画（イメージ）



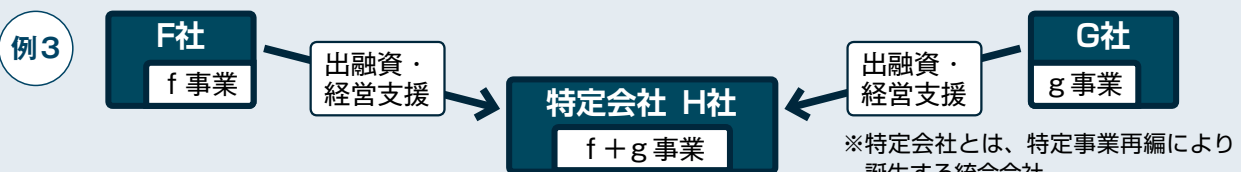
A社とB社の合併によりC社創設。
経営資源を重点投入することで、C社の生産性が向上。



E社がD社からX事業を承継。
E社が有効に活用することで、X事業の生産性が向上。

- 特定事業再編計画とは、事業再編に関する計画のうち、複数の事業者（同業・異業種を問わない）が経営資源を融合することで大きく成長を期待できる事業を有する場合に、①事業を自社から分離し他社の事業と統合することで、②新たな需要を開拓し、生産性の著しい向上を目指す計画です。

特定事業再編計画（イメージ）



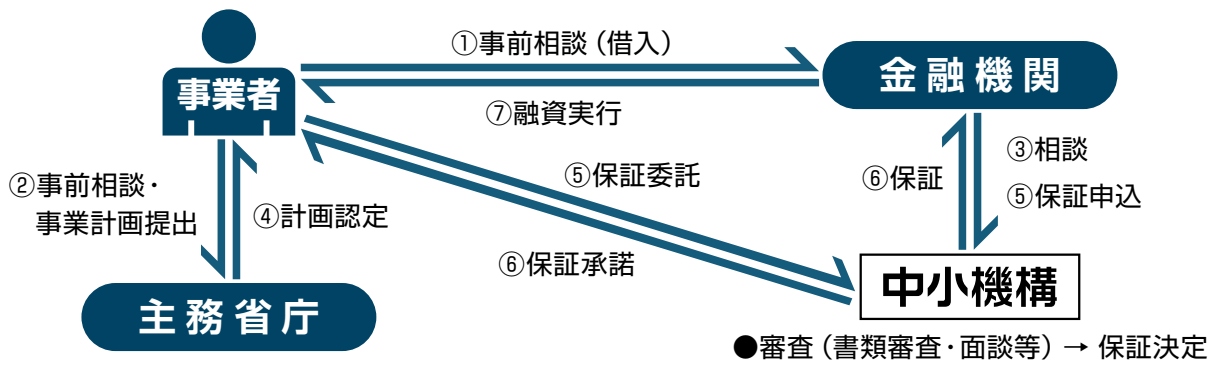
F社のf事業とG社のg事業を切り出し、特定会社H社を設立。
特定会社H社はF社とG社の経営支援を受けながらf + g事業（f事業とg事業を組合わせた事業）の生産性を著しく向上させる。

- 中小機構の債務保証の審査は、主務省庁による事業再編に関する計画の認定審査とは別に行います。
- 信用保証協会等の保証を受けることが困難なものが対象となります。
- 企業規模による制約はありません。（中小・中堅～大企業まで利用可能）

事業再編に関する計画の認定

- 認定を受けた事業者等は、中小機構の債務保証のほか、税務上の優遇措置等を受けられます。
- 認定要件・支援措置について、併せてP12、13をご参照ください。

申込手続



- 事業者は、取引金融機関とご相談の上、事業者の事業を所管する主務省庁へ事前相談を行ってください。
- 中小機構の事前審査の際、金融機関から「事前審査依頼書」をご提出いただきます。
- 保証にあたり、事業者から「債務保証委託書」、金融機関から「債務保証申込書」をご提出いただきます。

保証条件

項目	内容
根拠法・条文	産業競争力強化法第38条
対象事業者	事業再生に関する計画の認定を受けた事業者等であって、信用保証協会等の保証を受けることが困難なもの
保証限度	25億円
保証割合	借入の元本の50%
保証期間	運転資金：5年以内 設備資金：10年以内 (必要に応じて3年以内で据置期間設定可能)
保証料	年0.3% (無担保扱いの場合は年0.4%)・1年毎前払い
資金用途	運転資金 設備資金 (認定計画で認められた用途)
担保	原則として徴求。運転資金の場合は状況に応じて無担保での取扱いあり。 (保証金額の50%以上の担保で有担保として取扱い)
保証人	原則として代表者の個人保証を徴求。 貸付金融機関が徴求していない場合は免除可能。 なお、経営者保証に関するガイドラインの趣旨を尊重し、対応。